



軽自動車税 税額のお知らせ

課税課 ☎079-443-9015

1.原付や125cc超のバイクなどの車両

車種区分		税率	ナンバープレートの色
原付	第一種 一般原付 (総排気量90cc以下又は定格出力0.6kW以下)	2,000円	白色
	第一種 一般原付 (総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)	2,000円	
	第一種 特定小型原付 (定格出力0.6kW以下)	2,000円	
	第二種 乙 (総排気量90cc超90cc以下又は定格出力0.6kW超0.8kW以下)	2,000円	黄色
	第二種 甲 (総排気量90cc超125cc以下又は定格出力0.8kW超1.0kW以下)	2,400円	桃色
	ミニカー	3,700円	水色
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円	-
被けん引車 (ポータレラー等)			
小型二輪(250cc超)		6,000円	-
小型特殊	農耕作業用	2,400円	桃色
	その他	5,900円	

2.三輪及び四輪の軽自動車 (「最初の新規検査年月」によって税額が異なります。)

最初の新規検査年月により、A旧税率、B現行税率、C重課税率(平成28年度から)のいずれかの税率になります。
※最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。

車種区分		A 旧税率	B 現行税率	C 重課税率 (平成28年度から)
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

A 旧税率

・平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両に適用されます。

B 現行税率

・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両に適用されます。

C 重課税率

・平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した車両に適用されます。
(電気軽自動車、燃料電池自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッドの軽自動車及び被けん引車は除きます。)

(参考)平成28年度以降の重課対象車両は以下のとおりです。

重課となる年度	最初の新規検査年月
平成28年度	～ 平成14年12月
平成29年度	平成15年 1月 ～ 平成16年 3月
平成30年度	平成16年 4月 ～ 平成17年 3月
平成31年度	平成17年 4月 ～ 平成18年 3月
令和 2年度	平成18年 4月 ～ 平成19年 3月
令和 3年度	平成19年 4月 ～ 平成20年 3月
令和 4年度	平成20年 4月 ～ 平成21年 3月
令和 5年度	平成21年 4月 ～ 平成22年 3月
令和 6年度	平成22年 4月 ～ 平成23年 3月
令和 7年度	平成23年 4月 ～ 平成24年 3月
令和 8年度	平成24年 4月 ～ 平成25年 3月

※最初の新規検査年月は、「自動車検査証」で確認できます。

見本

※最初の新規検査年月

番号 00000 自動車検査証 令和00年 Δ月 □□日 軽自動車検査協会

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 別	用 途	自 家 用 用 車 用 の 部	車 体 の 形 状			
車 台 番 号	車 年 月 日	車 年 月 日	軽自動車	乗用	自家用	箱型	長さ	幅	高さ
姫路 580 あ 1234	令和 00年 Δ月 □□日	令和 00年 Δ月 □□日							
ABC-123456			kg	890kg	1100kg	339cm	147cm	160cm	

3.三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に最初の新規検査を受けた軽四輪等で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、取得の翌年度に限りその燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を実施します。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両

区分		電気自動車等 (注1)	ガソリン車・ハイブリッド車(注2)
車種区分		税率を概ね 75%軽減	税率を概ね 50%軽減(注3)
三輪		1,000円	2,000円(注4)
四輪 以上	乗用	自家用	-
		営業用	3,500円
	貨物用	自家用	-
		営業用	-

(注1) 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)

(注2) 平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両

(注3) 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車両

(注4) 乗用の営業車のみ対象